

令和7年3月24日

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市水道事業等管理者

多 和 田 雅 也

一宮市上下水道部管理規程第5号

一宮市水道事業等職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市水道事業等職員就業規則(昭和43年一宮市水道部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第13条 管理者は、<u>3歳に満たない子</u> _____のある職員が、第14条の2に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第12条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第13条の2 略 2 略 3 前2項の規定は、第24条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第13条第1項中「<u>3歳に満たない子</u>_____のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして	(育児を行う職員の時間外勤務の免除) 第13条 管理者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、第14条の2に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第12条に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次条第2項において同じ。)をさせてはならない。 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第13条の2 略 2 略 3 前2項の規定は、第24条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第13条第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして次

次条に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、第14条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第15条の2で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第13条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等)

第14条の2 略

2～6 略

7 時間外勤務免除等開始日から起算して第13条又は第13条の2第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務免除等開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が3歳
__に達した場合(第13条の規定による請求に限る。)

(3) 当該請求に係る子が小学校就学の始
期に達した場合(第13条の2第2項の規定による請求に限る。)

8・9 略

(休暇)

第19条 職員の休暇は、年次有給休暇、病
気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時

条に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、第14条に定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、第14条の2で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、第15条の2で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第13条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」とそれぞれ読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の免除又は制限の請求手続等)

第14条の2 略

2～6 略

7 略

(1) 略

(2) 当該請求に係る子が小学校就学の始
期に達した場合

8・9 略

(休暇)

第19条 職員の休暇は、年次有給休暇、病
気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間

間 _____ とする。

(年次有給休暇)

第20条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、その日数が労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。)

(2)・(3) 略

2～4 略

(特別休暇)

第23条 特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

(1)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規

及び子育て部分休暇とする。

(年次有給休暇)

第20条 略

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数とする。ただし、その日数が法 _____ 第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。)

(2)・(3) 略

2～4 略

(特別休暇)

第23条 略

(1)～(7) 略

(8) 生後1年に達しない子を育てる職員がその子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 育児時間休暇として、1日2回それぞれ30分以内の期間(男性職員にあっては、その子の当該職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規

2·3 略

(介護休暇)

第24条 介護休暇は、職員が、次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、管理者が、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

(1) 略

(2) 祖父母、孫又は兄弟姉妹

(3) 職員若しくは配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者又は職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、管理者が定めるもの(職員と同居している者に限る。)

2 略

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)の範囲内とする。

4 介護休暇を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇申請書に記入して管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

5～7 略

(介護時間)

(介護休暇)

第24条 略

(1) 略

(2) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(3) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で、管理者が定めるもの(職員と同居している者に限る。)

2 略

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合において、1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間(当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

4 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに介護休暇申請書により管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

5～7 略

(介護時間)

第24条の2 略

2・3 略

第24条の2 略

2・3 略

4 介護時間の単位は、30分とする。この場合において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ介護時間申請書により管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

(子育て部分休暇)

第24条の3 子育て部分休暇は、職員が、6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(負傷又は疾病により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある子に限る。)の通学等の際の送迎をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 子育て部分休暇については、準用給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、準用給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。この場合において、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(地方公務員の育児休業等に関

(病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認)

第25条 病気休暇、特別休暇(第23条第1項第6号及び第7号に掲げる休暇を除く。次条及び第27条第2項において同じ。)、介護休暇及び介護時間については、管理者の承認を受けなければならない。

第26条 略

2 管理者は、介護休暇又は介護時間の請求については、第24条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第27条 略

する法律第19条第1項の規定による部分休業又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇申請書により管理者に請求し、その承認を受けなければならない。

6 子育て部分休暇を取得している職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合

(2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の承認)

第25条 病気休暇、特別休暇(第23条第1項第6号及び第7号に掲げる休暇を除く。次条及び第27条第2項において同じ。)、介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇については、管理者の承認を受けなければならない。

第26条 略

2 管理者は、介護休暇、介護時間又は子育て部分休暇の請求について、第24条第1項、第24条の2第1項又は第24条の3第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第27条 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

別表(第35条関係) 【別記 参照】	第27条の2 管理者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 管理者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置) 第27条の3 管理者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施 (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (3) 前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 別表(第35条関係) 【別記 参照】
----------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

帳票番号	帳票の名称
略	
9	略

改正案

帳票番号	帳票の名称
略	
9	略
<u>10</u>	<u>介護時間申請書</u>
<u>11</u>	<u>子育て部分休暇申請書</u>

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。